

令和 5 年度以降の防鹿柵設置場所の選定結果

奈良市ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第 2 次）では、天然記念物「奈良のシカ」による農業被害対策として被害防除（防鹿柵の設置等）と捕獲（農業被害を起こしている加害個体の捕獲）を行っている。

一般的に、防鹿柵の設置などの被害防除対策は、地域住民による実施が基本となっている。しかし、保護地区の近傍では生息密度が高く、農業被害が多く発生しており「奈良のシカ」と住民との軋轢が生じている。このため、農業被害を軽減させるための防鹿柵の設置が必要である。

本資料では、防鹿柵設置箇所の選定方針に基づき、令和 4 年度農業被害アンケート調査結果を踏まえ具体的な防鹿柵の設置場所の選定結果を示す。

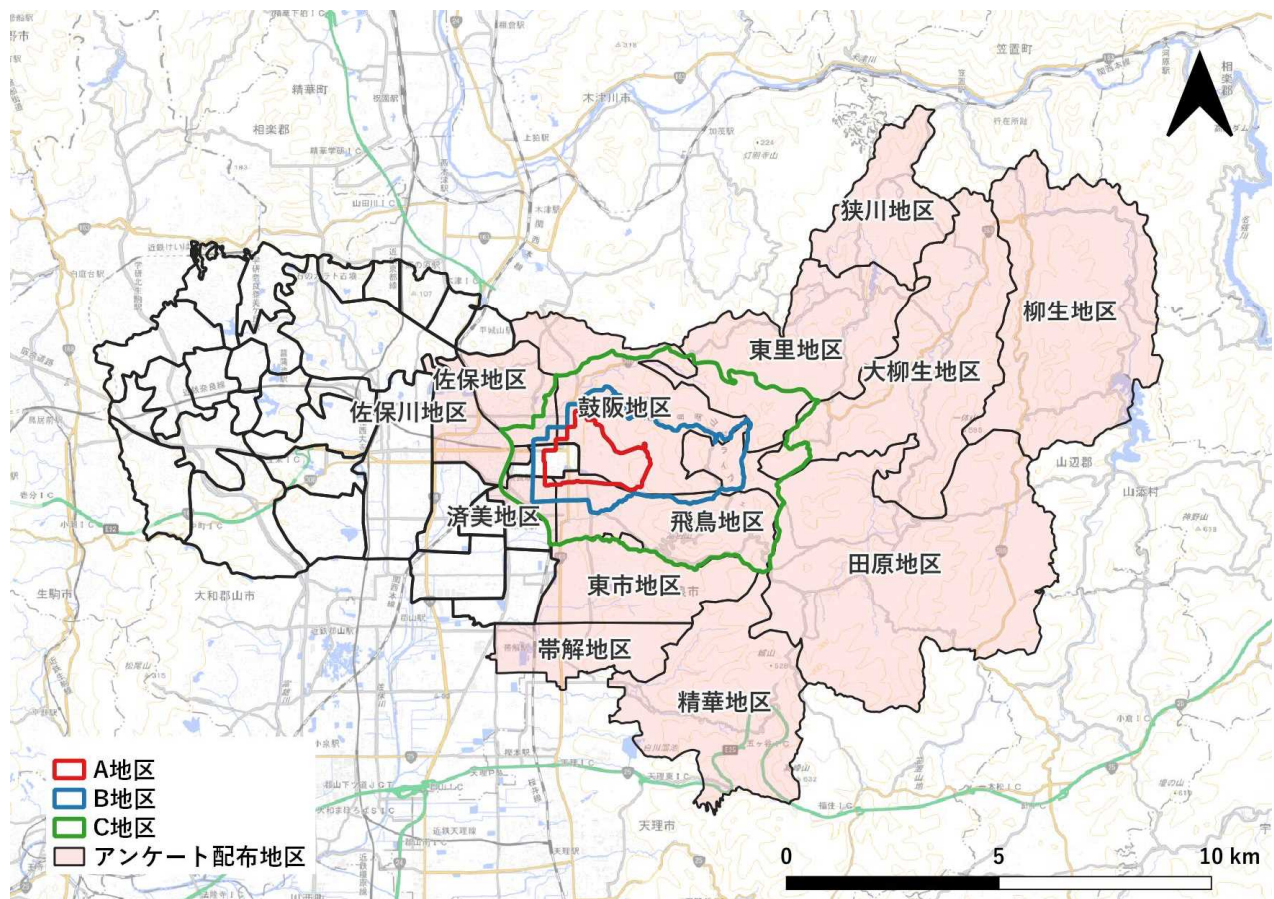
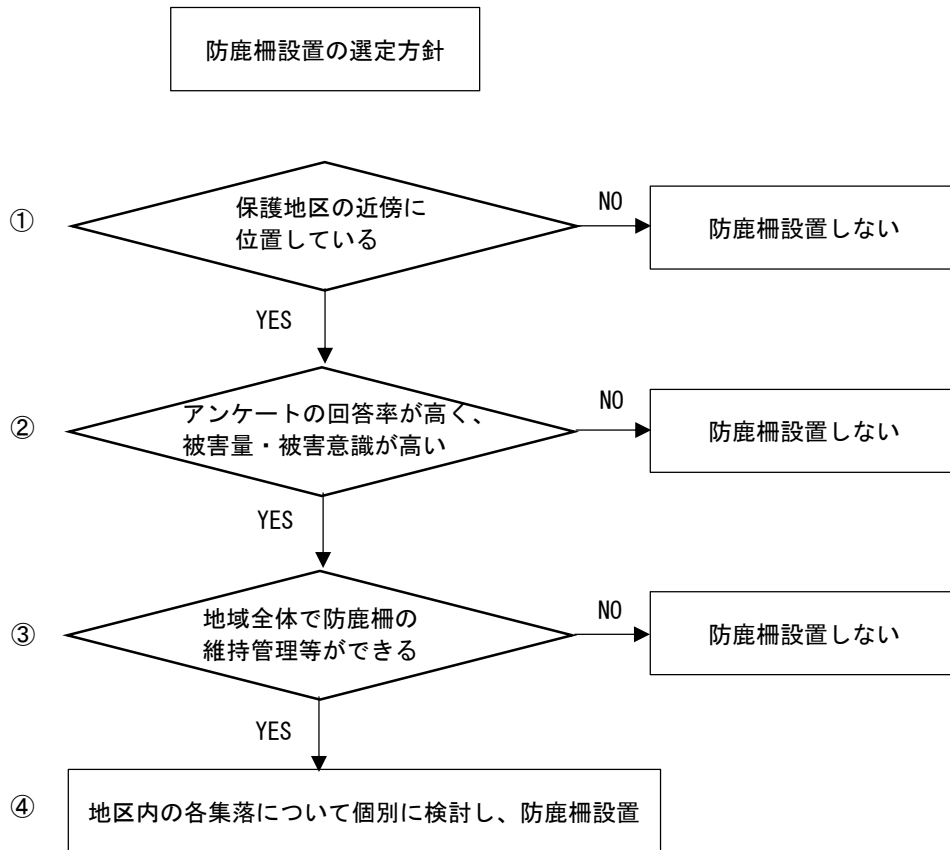


図 1 防鹿柵設置を検討する地区

1. 防鹿柵の設置設置箇所の選定方針

第7回検討委員会（平成29年度）及び第10回管理計画検討WG（令和元年度）で検討された方針を図2に示す。



- ① C地区及びD地区内で保護地区（A地区及びB地区）の近傍に位置している地区
- ② 農業被害アンケートの回答率が高く、農業被害意識・農業被害程度が高い地区かつ防除対策実施の要望が高い地区
- ③ 防鹿柵の構造、設置後のメンテナンス等、県の防鹿柵設置方針に同意してもらえる地区で、シカによる農業被害対策の話し合いをするなど地域ぐるみで防鹿柵設置後の維持管理やシカが出没しにくい環境管理等を実施可能である地区
- ④ 地区内の集落ごとに、実際の被害状況や被害対策状況、奈良市からの補助の有無などを踏まえ、防鹿柵を設置する集落を決定する。

図2 防鹿柵の設置を検討するための選定方針とフロー

上記の①～④の各項目についての評価方法について、以下に示した。

- ① 生息密度調査結果から保護地区に近いほど生息密度が高くなる密度勾配が確認されていること、保護地区とC地区及びD地区の間を移動する個体がいることから、保護地区に近い地区では農業被害が多く発生する可能性がある。このため、保護地区の近傍でシカの行動を考慮した距離の範囲においては、優先的に防鹿柵の設置を検討する（表1）。なお、保護地区に隣接していない地区については、引き続き農業被害を起こしている加害個体の捕獲を行う。

表1 保護地区に隣接する地区自治連合会

地区	保護地区に隣接	備考
東里地区	○	・平成29(2017)年度から捕獲実施
田原地区	○	・平成29(2017)年度から捕獲実施
狭川地区		・平成30(2018)年度から捕獲実施
鼓阪地区	○	・平成27(2015)、平成28(2016)、令和2(2020)、令和3(2021)、令和4(2022)年度に奈良阪町に防鹿柵設置
飛鳥地区	○	
柳生地区		・平成30(2018)年度から捕獲実施
大柳生地区		・平成30(2018)年度から捕獲実施
佐保川地区	○	
精華地区		・平成30(2018)年度から捕獲実施
佐保地区	○	
済美地区	○	
東市地区	○	・平成27(2015)年度に藤原町、鹿野園町に防鹿柵設置 令和元(2019)年度に鹿野園町に防鹿柵設置 ・令和元(2019)年度から捕獲実施
帯解地区		・令和3(2021)年度から捕獲実施

- ② 防除対策実施の要望が高く、農業被害アンケート調査の回答率が高い地区を選定する。農業被害意識については被害傾向が「増加」と答えた回答率により評価、農業被害程度については農業被害アンケートから得られた耕作面積に占める被害面積の割合により評価する。
- ③ 防鹿柵の構造や設置後のメンテナンスは集落ですといった奈良県の防鹿柵設置方針に同意してもらえる地区のうち、集落全体で防鹿柵設置後の維持管理やシカが出没しにくい環境管理等が実施可能である地区について、農業被害アンケート調査結果から評価する。
特に、地域で農業被害対策についての話し合いがもたれていることや地域共同で防鹿柵の設置やメンテナンスを行っている集落は、集落ぐるみで農業被害対策を取り組む意識が相対的に高いと考えられることから、これらの回答率が高い地区を優位に評価する。
- ④ 基準①～③に該当した地区を選定し、これらの地区内の集落ごとに、実際の被害状況や被害対策実施状況、奈良市からの補助の有無などを踏まえ、防鹿柵を設置する集落を決定する。詳細な設置箇所は地元と調整の上決定することとする。

2. 農業被害アンケートに基づく評価結果

① 保護地区の近傍に位置している地区

保護地区の近傍に位置する地区については、表1に示すとおりである。

② アンケートの回答率が高く、被害量・被害意識が高い地区

②では、①で選定された地区を対象に評価を行う。令和4年度農業被害アンケートの地区別の回答率を表2に示す。被害意識の高さの基準として、暫定的に回答率25%以上の地区を対象地区として選定することとする。

表2 令和4年度農業被害アンケートの回答率

対象地区	R4 年度回答率 (%)	順位	【参考】R1 年度回答率 (%)	順位
東里地区	29.0	3	36.9	3
田原地区	24.7		48.1	1
鼓阪地区	33.3	1	33.6	4
飛鳥地区	30.0	2	44.4	2
佐保川地区	19.8		18.3	6
佐保地区	-		17.0	7
済美地区	19.4		7.9	8
東市地区	21.5		25.5	5

【参考】			
狭川地区	29.7		35.8
柳生地区	24.9		31.8
大柳生地区	21.1		32.5
精華地区	19.3		19.9

次に、上で選定された地区のうち、農業被害意識の指標として水田の被害傾向が「増加」と答えた回答率、農業被害程度の指標として耕作面積に占める被害面積の割合を表3に示す。順位評価のため、各表とも、数値の高い順位に応じて1～3の点数を付与した。その結果、東市地区、鼓阪地区、飛鳥地区の順となった。

表3 農業被害意識、農業被害程度の評価

地区	「増加」 回答率 (%)	順位	点数	水田 被害割合 (%)	順位	点数	畑 被害割合 (%)	順位	点数	合計点	②順位
東里地区	72.7	2	2	29.7	1	3	21.9	2	2	7	1
鼓阪地区	70.8	3	1	28.1	2	2	43.0	1	3	6	2
飛鳥地区	81.8	1	3	22.3	3	1	14.8	3	1	5	3

③ 地域全体で防鹿柵の維持管理等ができる地区

②で選定された3地区を評価対象とし、地域で農業被害対策についての話し合いがもたれていることや地域共同で防鹿柵の設置やメンテナンスを行っているかの評価を行った。

地域で農業被害対策についての話し合いが行われているかの指標として、農業被害アンケートの地域内防護柵のメンテナンスについての話し合いが「継続してある」「時々ある」の回答割合の合計を、また、地域共同で防鹿柵の設置を行っているかどうかの指標について、防護柵の共同設置が「設置済」「設置予定(今年)」「設置予定(来年以降)」の回答割合の合計を表4に示す。②と同様、順位に応じて点数を付与した。

その結果、鼓阪地区、東里地区及び飛鳥地区の順に得点が高かった。このことから、鼓阪地区を優先度高く防護柵を設置することとする。

表4 地域内防護柵のメンテナンスの話し合い、地域共同防護柵の設置状況の評価

地区	話し合い(%)	順位	点数	設置意思(%)	順位	点数	合計点	③順位
東里地区	48.9	2	2	40.0	3	1	3	2
鼓阪地区	61.8	1	3	59.4	1	3	6	1
飛鳥地区	47.6	3	1	55.6	2	2	3	2

④ 地区内の各集落についての個別検討

①～③の過程から、鼓阪地区、東里地区、飛鳥地区の順に優先度が高い結果となった。これらの優先度の高い地区について、集落ごとに、実際の被害状況や被害対策実施状況、奈良市からの補助の有無などを踏まえ、防鹿柵を設置する集落を決定する。詳細な設置箇所は地元と調整の上決定することとする。

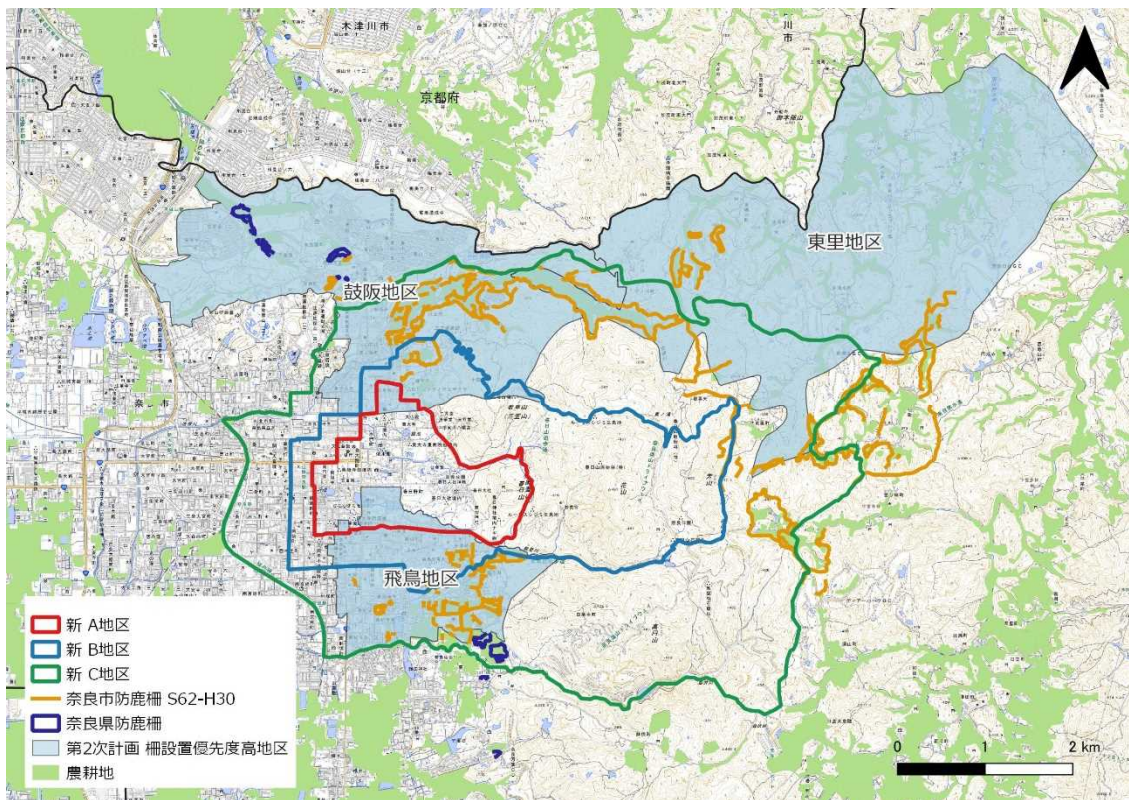
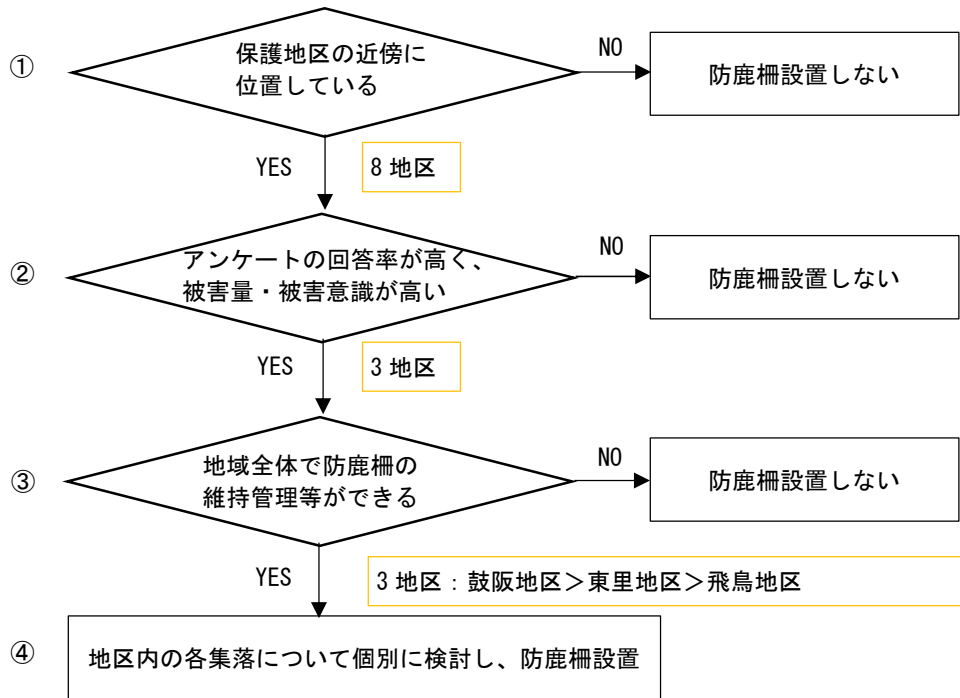


図2 既設防鹿柵（奈良県、奈良市）の位置